

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金【概要】

※補助制度のスキームは R5 現在のものであり、R6 のスキームは未確定です。

1. 目的

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2. 対象者

社会福祉法人等が運営する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者

3. 補助額

3 / 4 (1 事業所あたり上限額 (予算の範囲内) は、本文書下段を参照)

4. 補助対象経費

備品購入費 (ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料 (ロボット等の購入費用に限り、当該年度末までの費用を限度額とする。)、役務費 (ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)

5. 補助対象とする機器

想定される機器の例は、以下のとおり。

(1) 移乗介護	ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
(2) 移動支援	障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
(3) 排泄支援	排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
(4) 見守り・コミュニケーション支援	センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
(5) 入浴支援	ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

※1台当たりの導入経費の補助対象額 (初期設定に要する費用を含む。) は、以下のとおりとする。

- ① 移乗介護、入浴支援：10万円以上100万円以下
- ② 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援：10万円以上30万円以下

※1施設・事業所あたりの補助上限額は以下のとおりとする。

- ① 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度とする。
- ② グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度とする。
- ③ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度とする。

6. 参考

「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」 (実施主体：(株) 浜銀総研研究所)

< (株) 浜銀総研研究所のホームページURL >

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>